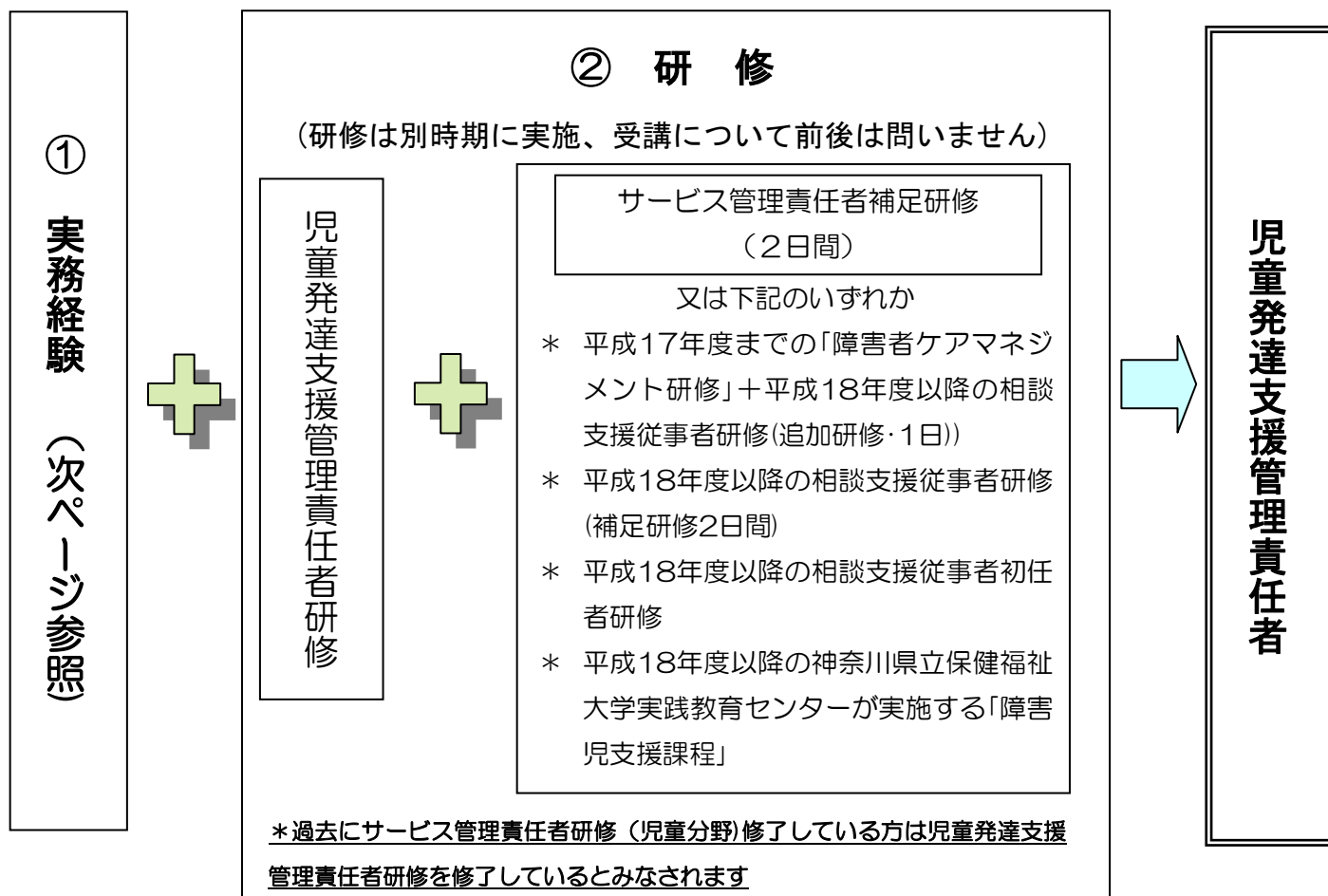


児童発達支援管理責任者の要件

○児童発達支援管理責任者として従事するには、厚生労働省の定める実務経験と研修の修了が必要です。



【児童発達支援管理責任者の要件について定めている法令】

「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」
(平成24年3月30日厚生労働省告示第230号)

<経過措置について>

児童発達支援管理責任者は、障害児支援に関する専門的な知識・経験があって、個別支援計画の作成・評価などの知見・技術があることが必要と考えていることから、障害者自立支援法のサービス管理責任者の要件と同じく、一定の実務経験と児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)の修了を要件とする。

ただし、施行後直ちに、研修を修了した者を確保することが困難な場合があるので、施行後3年間(平成27年3月31日までを予定)においては、実務経験を有する者のうち、児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了していなくても、この3年間で研修を修了することを条件として、児童発達支援管理責任者の業務を行うことができる経過措置を講ずる。また、過去にサービス管理責任者研修(児童分野)を修了している者については、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなす。

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験の範囲と必要経験年数

[]内は、別に神奈川県として実務経験に含める業務の範囲

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
① 相談 支援 業務	<p>ア 相談支援事業に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援事業 障害児相談支援事業 身体障害者相談支援事業 知的障害者相談支援事業 	5年以上
	<p>イ 相談機関等において相談支援業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所 身体障害者更生相談所 精神障害者社会復帰施設 知的障害者更生相談所 福祉事務所 発達障害者支援センター []保健所 []市町村役場 	
	<p>ウ 施設等において相談支援業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者支援施設 障害児入所施設 老人福祉施設 精神保健福祉センター 救護施設及び更生施設 介護老人保健施設 地域包括支援センター 	
	<p>エ 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター 	
	<p>オ 特別支援教育における進路指導・教育相談の業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 盲学校 聾学校 養護学校 	
	<p>カ 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援従事者研修修了者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 上記アからオに掲げる業務に1年間以上従事した者 	
	<p>キ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> []身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター []知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム []知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設(入所、通所)、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児) []知的障害者地域生活援助、精神障害者地域生活援助 []地域就労援助センター []市町村から補助または委託を受けている作業所等 []小学校、中学校の特別支援学級のいずれかにおいて主に相談支援の業務に従事した者 	

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
② 直接支援業務	ア 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 障害者支援施設 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉ホーム ・身体障害者授産施設 ・身体障害者福祉センター ・精神障害者社会復帰施設 ・知的障害者デイサービスセンター ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・知的障害者通勤寮 ・知的障害者福祉ホーム 障害児入所施設 老人福祉施設 介護老人保健施設 療養病床 障害福祉サービス事業 障害児通所支援事業 老人居宅介護等事業 保険医療機関 保険薬局 訪問看護事業所	10年以上
	イ 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者 特例子会社 重度障害者多数雇用事業所	
	ウ 盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者 盲学校 聾学校 養護学校	
	エ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 <ul style="list-style-type: none"> ・改正前の身体障害者居宅介護、知的障害者居宅介護、児童居宅介護、精神障害者居宅介護、身体障害者デイサービス、児童デイサービス ・知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設(入所、通所)、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児) ・知的障害者地域生活援助、精神障害者地域生活援助 ・市町村から補助または委託を受けている作業所等 ・小学校、中学校の特別支援学級のいずれかにおいて主に直接支援業務に従事した者 	

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
③ 有資格者等	ア 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5年以上
	イ 上記①の相談支援業務及び②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者	3年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士のことをいう。

注)ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。